



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- \*43 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 2
- \*44 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 12

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 事業税

収入割額により事業税を課すガス供給業について、旧一般ガスみなしガス小売事業者であって一定の要件に該当するもの以外の者等を除くこととしました。(第 37 条関係)

(2) 不動産取得税

ア 耐震基準不適合既存住宅の取得後 6 月以内に、耐震改修を行い、かつ当該住宅を居住の用に供した場合における当該住宅の用に供する土地について、税額を減額する特例措置を設けることとしました。(第 42 条の 24 関係)

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日に係る特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(附則第 10 項の 2 の 2 関係)

ウ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(附則第 10 項の 2 の 3 関係)

エ 住宅又は土地の取得に係る税率の特例措置及び宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(附則第 10 項の 3 及び第 10 項の 8 関係)

(3) 自動車取得税

ア 車線逸脱警報装置を備える一定の自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、見直しを行うこととしました。(附則第 17 項の 9～第 17 項の 13 関係)

イ 自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限を平成 31 年 9 月 30 日まで延長することとしました。(附則第 18 項関係)

(4) 軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置の適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(附則第 19 項関係)

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

改正内容は、次のとおりです。

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正 (第 1 条関係)

不動産取得税の税率の特別措置を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(附則第 2 項関係)

(2) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正 (第 2 条関係)

県税の特別措置の適用期間を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとするなど所要の改正を行うこととしました。(第 2 条、第 4 条及び附則第 4 項関係)

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 43 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例 (昭和 25 年和歌山県条例第 37 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第 18 条の 3 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等 (信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。) 及び固有資産等 (法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。同項において同じ。) ごとに、それぞれの者とみなして、この節 (第 18 条、次条、第 20 条及び第 32 条を除く。第 3 項において同じ。) の規定を適用する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第 18 条の 3 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等 (信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。) 及び固有資産等 (法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。) ごとに、それぞれの者とみなして、この節 (第 18 条、次条、第 20 条及び第 32 条を除く。第 3 項において同じ。) の規定を適用する。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第 32 条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <p>表 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第 32 条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <p>表 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(法人の県民税の申告納付の期間)</p> <p>第 33 条 県民税の納税義務がある法人が県民税についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法人税法第 71 条第 1 項 (同法第 72 条第 1 項の規定が適用される場合を含む。)、第 74 条第 1 項、第 88 条 (同法第 145 条の 5 において</p>	<p>(法人の県民税の申告納付の期間)</p> <p>第 33 条 県民税の納税義務がある法人が県民税についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法人税法第 71 条第 1 項 (同法第 72 条第 1 項の規定が適用される場合を含む。)、第 74 条第 1 項、第 88 条 (同法第 145 条の 5 において</p>

準用する場合を含む。)、第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。)又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期間

(2) 略

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 略

(2) 電気供給業、ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業 収入割額

2～4 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の3 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項及び第4項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(第37条、第42条の6、第42条の7及び第42条の8を除く。第3項から第5項までにおいて同じ。)の規定を適用する。

2 略

3 第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合には、当該受託者である個人)について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。))である者に対しては、付加価値割及び資本割を課さない。

4 みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人の行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合には、当該受託者である個人)について、第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。))であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課さない。

5 略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第42条の15 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含み、施行令第37条の16各号に定める住宅の建築に限る。)をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する

準用する場合を含む。)、第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。)又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期間

(2) 略

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

(1) 略

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入割額

2～4 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の3 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産の属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項及び第4項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(第37条、第42条の6、第42条の7及び第42条の8を除く。第3項から第5項までにおいて同じ。)の規定を適用する。

2 略

3 第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人)について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。))である者に対しては、付加価値割及び資本割を課さない。

4 みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人の行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人)について、第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。))であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課さない。

5 略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第42条の15 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含み、施行令第37条の16各号に定める住宅の建築に限る。)をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の

住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するもの）について1,200万円を価格から控除する。

- 2 共同住宅等以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項及び第4項において同じ。）をした者が、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合には、前後の住宅の建築をもって1戸の住宅の建築とみなして前項の規定を適用する。
- 3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18に規定するものをいう。第42条の24第3項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令で定める基準（第42条の27の2第1項において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令で定めるものをいう。第42条の24第2項及び第3項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除する。
- 4 第1項及び前項の規定は、当該住宅の取得の日から60日以内に、当該住宅の取得者から、第6項で定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該住宅が住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅であるときは、又はその住宅に増築された住宅であるときは、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、その取得の日から60日以内に、第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、適用する。
- 5～10 略

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第42条の24 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（施行令第39条の2の4第1項各号に定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)・(2) 略

- (3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅の用に供する土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震

居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するものにつき1,200万円を価格から控除する。

- 2 共同住宅等以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項及び第4項において同じ。）をした者が、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合には、前後の住宅の建築をもって1戸の住宅の建築とみなして前項の規定を適用する。
- 3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18に規定するものをいう。第42条の27の2第1項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令で定める基準（同項において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令で定めるものをいう。第42条の24第2項及び第42条の27の2第1項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除する。
- 4 第1項及び前項の規定は、当該住宅の取得の日から60日以内に、当該住宅の取得者から、第6項で定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該住宅が住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である場合又はその住宅に増築された住宅である場合においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、その取得の日から60日以内に、第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。
- 5～10 略

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第42条の24 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（施行令第39条の2の4第1項各号に定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するものについて）その床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)・(2) 略

- (3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にあ

基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)・(2) 略

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第42条の27の2までにおいて同じ。）一戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第42条の27の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第42条の27の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

4 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもって1の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして、前3項の規定を適用する。

5 第1項から第3項までの規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令第39条の3の2に規定する場合を除き、当該土地の取得の日から60日以内に、当該土地の取得者から、第7項で定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地であるときは、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から60日以内に、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、適用する。

6・7 略

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）

第42条の25 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受け

る耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)・(2) 略

3 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもって1の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして、前2項の規定を適用する。

4 第1項及び第2項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令第39条の3の2に規定する場合を除き、当該土地の取得の日から60日以内に、当該土地の取得者から、第6項で定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合には、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から60日以内に、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。

5・6 略

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）

第42条の25 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内の期間を限って当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

る土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第42条の27の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。)にあつては当該土地の取得の日から6月以内の期間を限つて当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

## 2 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第42条の26 知事は、前条第1項の規定により徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第42条の24第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付)

第42条の27 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税につき第42条の24第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

## 2 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第42条の27の2 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

## 2・3 略

## 附 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第42条の25第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日ま

## 2 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第42条の26 知事は、前条第1項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第42条の24第1項第1号若しくは第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付)

第42条の27 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税につき第42条の24第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

## 2 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第42条の27の2 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

## 2・3 略

## 附 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第42条の25第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月

での間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

10の3 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第42条の16の規定にかかわらず、100分の3とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

10の8 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第42条の14の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

10の8の2 前項の規定の適用がある土地の取得について第42条の24第1項から第3項までの規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の2分の1に相当する額」とする。

15の2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。次項から附則第17項の13までにおいて同じ。)を受けるものの取得(附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車

31日までの間に行われたときに限り、同号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

10の3 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第42条の16の規定にかかわらず、100分の3とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

10の8 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第42条の14の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

10の8の2 前項の規定の適用がある土地の取得について第42条の24第1項又は第2項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格の2分の1に相当する額」とする。

15の2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。次項から附則第17項の12までにおいて同じ。)を受けるものの取得(附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車

取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の5 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の6 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の7 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

16 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

17の9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の12までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項、次項及び附則第17項の13において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該

取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の5 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の6 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の7 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

16 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

17の9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「車両安定性制御装置」という。)並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日(第3号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価



取得が平成31年3月31日(第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(以下この項、附則第17項の12及び附則第17項の13において「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項、次項及び附則第17項の13において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の12までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から附則第17項の13までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

17の10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべ

額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(附則第17項の11及び附則第17項の12において「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の11までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の11までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から附則第17項の11までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

17の10 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初め

きものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

17の11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

17の12 略

17の13 バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日(車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

17の14～17の16 略

(自動車取得税の免税点の特例)

18 自動車の取得が平成31年9月30日までに行われた場合における第47条の規定の適用について

て新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

17の11 略

17の12 車両総重量が12トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

17の13～17の15 略

(自動車取得税の免税点の特例)

18 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第47条の規定の適用について

は、同条中「15万円」とあるのは「50万円」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)  
 19 第58条の12から第58条の15まで、第58条の19及び第58条の20の規定は、法附則第12条の2の7の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の12第1項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第2項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、同条第3項中「起算して3年」とあるのは「平成33年3月31日まで」と読み替えるものとする。

は、同条中「15万円」とあるのは「50万円」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)  
 19 第58条の12から第58条の15まで、第58条の19及び第58条の20の規定は、法附則第12条の2の7の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の12第1項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第2項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、同条第3項中「起算して3年」とあるのは「平成30年3月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の和歌山県税条例(次項及び附則第4項において「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下この項から附則第4項までにおいて「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例附則第17項の9から第17項の11まで及び第17項の13の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 和歌山県税条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。 略1 附則第17項の2から第17項の16までを削る。 略2	第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。 略1 附則第17項の2から第17項の15までを削る。 略2

備考 次の各号に掲げる表中の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりである。

- (1) 略1 第2条中和歌山県税条例目次の改正規定から同条例附則第17項の前の見出しを削り、同項を改める改正規定までの省略
- (2) 略2 第2条中和歌山県税条例附則第18項の改正規定から同条例別記第10号様式の改正規定までの省略

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第44号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 平成20年4月1日から平成31年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「<u>県税条例第42条の16及び附則第10項の3</u>」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「<u>県税条例第42条の16</u>」とあるのは「<u>県税条例第42条の16及び附則第10項の3</u>」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成27年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 平成27年10月8日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあっては1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設</p>

し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

(不動産取得税の不均一課税)

第4条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第42条の16の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

4 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

(不動産取得税の不均一課税)

第4条 平成27年10月8日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第42条の16の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

4 平成27年10月8日から平成30年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。